

# 前橋市手数料条例の改正について（議案第33号）

消防局予防課

## 1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可を申請する者から徴収する手数料の額を見直す。

## 2 内容

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額を定める規定において、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（総務省令）の引用条項を改める。
- (2) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額について、次のとおり引き上げる。

貯蔵最大数量	現行	改正案	改定幅
1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	118万円	145万円	27万円
5,000キロリットル以上1万キロリットル未満	141万円	172万円	31万円
1万キロリットル以上5万キロリットル未満	159万円	192万円	33万円
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	195万円	236万円	41万円
10万キロリットル以上20万キロリットル未満	227万円	274万円	47万円
20万キロリットル以上30万キロリットル未満	455万円	564万円	109万円
30万キロリットル以上40万キロリットル未満	582万円	724万円	142万円
40万キロリットル以上	707万円	879万円	172万円

## 3 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2の(1)については、公布の日）